

兵庫医科大学臨床研究審査委員会

(任期：2023年4月 1 日～2024年3月31日)

所 属	職 名	氏 名	適 用 条 項	備考
麻 酔 科 学 ・ 疼 痛 制 御 学	主任教授	◎廣瀬 宗孝	第6条第1項第1号	
循 環 器 ・ 腎 透 析 内 科 学	臨床教授	○朝倉 正紀	第6条第1項第1号	
関西学院大学 人間福祉学部	教授	佐藤 洋	第6条第1項第1号	
関 西 学 院 大 学	名誉教授	荒川 雅行	第6条第1項第2号	
立 命 館 大 学 衣笠総合研究機構生存学研究所	特別招聘准教授	川端 美季	第6条第1項第2号	
武庫川女子大学 教育研究所	准教授	中尾 賀要子	第6条第1項第3号	
一 般	一	近藤 千賀子	第6条第1項第3号	

※ ◎委員長、○副委員長

(2023年10月1日現在)

兵庫医科大学臨床研究審査委員会規程（抜粋）

（組 織）

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 1 医学又は医療の専門家 1名以上
 - 2 臨床研究の対象者の保護及び医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者 1名以上
 - 3 上記以外の一般の立場の者 1名以上
 - 4 その他委員長が必要と認めた者 若干名
- ② 委員会の構成は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。
- 1 委員が5名以上であること。
 - 2 男性及び女性がそれぞれ1名以上含まれていること。
 - 3 同一の医療機関（当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。）に所属している者が半数未満であること。
 - 4 本学に属しない者が2名以上含まれていること。
- ③ 委員の委嘱は、学長が行う。
- ④ 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ⑤ 委員会に欠員が生じたときは、補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

（議事）

第9条 委員会は、次の各号に掲げる要件を満たさなければ、開催することができない。

- 1 第6条第1項第1号乃至第3号の委員が各1名以上出席していること。
- 2 第6条第2項第1号乃至第4号の要件を満たしていること。